

新旧対照表

○品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。） <u>第4条の2第1項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された 準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 <u>法第4条の2第1項</u>の他の準則によることとすることが適切であると 認められる区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号 の準工業地域、工業地域および工業専用地域（以下「対象区域」という。） とする。</p> <p>(緑地面積率等)</p> <p>第4条 <u>法第4条の2第1項</u>の緑地面積率等は、次のとおりとする。 (第1号および第2号省略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。） <u>第4条の2第2項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された 準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 <u>法第4条の2第2項</u>の他の準則によることとすることが適切であると 認められる区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号 の準工業地域、工業地域および工業専用地域（以下「対象区域」という。） とする。</p> <p>(緑地面積率等)</p> <p>第4条 <u>法第4条の2第2項</u>の緑地面積率等は、次のとおりとする。 (第1号および第2号省略)</p>